

#### 4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習について

##### <教育実習>

教育実習は、教職を志望する学生が、学校現場における実務的経験を通して、教育実践における問題解決能力を形成し、教職の専門領域に関する理解を深めることを目的とし、実習期間の長さによって3単位（教育実習Ⅰ）と5単位（教育実習Ⅱ）に分類される。

教育実習の単位を修得するためには、2日間のオリエンテーション、教育実習校との事前打合せ、教育実習の実施、レポートの提出（実習後1週間以内）、7月又は11月（共に予定）に開催される事後指導のまとめの会に出席しなければならない。

##### (1) 教育実習にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

##### (2) 実習参加申込学年

申込時点で、学部後期課程3年以上及び大学院の学生。

	申込学年	実施学年
学部	3年	4年
	4年（本学修士課程進学予定者）	修士1年
大学院	修士1年	修士2年
	修士2年（本学博士課程進学予定者）	博士1年
	博士1年	博士2年
	博士2年	博士3年

##### (3) 実習実施年度及び参加資格

###### ① 実施年度

申込年度の翌年度に実施する。つまり、平成30年度に教育実習の参加申込をした場合、平成31年度に実施となる。

###### ② 参加資格：以下の4つの要件を満たすこと。

(ア) 前年度に参加申込をしていること。

(イ) 参加申込時点で本学に在籍していること。

(ウ) 実施年度の指定された期間に必要な書類を提出し、実施する時点で在学しており、かつ、実施する時点までに、実習を行う教科にかかる「各教科の指導法」（2単位）を修得済であること。

※「各教科の指導法」は、必ずしも毎年S1S2タームに開講されるとは限らないため、教育実習が秋期の学生においても、極力実施年度の前の年度までに修得しておくこと。

(エ) 実習へ行く前年度までに教育職員免許法上の認定科目「教職の意義及び教員の役割」「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」「進路選択に資する各種の機会の提供等」、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、「教育課程の意義及び編成の方法」から3科目6単位を修得済みであること。

※次頁の表を参考にすること。

参加資格（エ）について、表2 「教職に関する科目」の単位の修得方法から抜粋

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	
必	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	} ※1
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
		進路選択に資する各種の機会の提供等	
修	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	} ※2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	} ※3
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	} ※4

上記※1～4の区分のうち、3区分以上に跨って6単位以上修得する必要がある。

（要件を満たしている例：「教師論」「基礎教育学概論」「教育課程」を修得済）

※教職課程のカリキュラムの関係から、平成23年度以前及び平成27年度・28年度の学部入学者は、教育実習の実施は学部後期課程3年以上（学部2年の進学内定者以上が申し込み可能）となっている。

#### (4) 本学への参加申込方法

実習前年の4月以降9月上旬の〆切日【平成30年は9月3日（月）17時】までに、教育学部学生支援チームHPの「申込フォーム」より必要情報を登録すること（この際、必要に応じて「介護等体験」「教職実践演習」についても同時に申し込むことができる）。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。なお、この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

なお、教育実習参加にあたって持病等で気になる点がある場合は、申込時に教育学部学生支援チームまで相談すること。

教育学部学生支援チームHP：<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/kyosyoku/kyosyoku-index.htm>

#### (5) 実習校への参加申込方法

本学への申込と併せて、希望する教育実習校の種類により、以下の参加申込が必要となる。

##### 【母校で実習を行う場合】

教育実習を行う前年に、あらかじめ希望する実習校の学校長から内諾を得ておく必要があるため、できるだけ早く実習希望校へ訪問、電話、郵便等にて問い合わせ、内諾を得る手続きを行うこと（実習校によっては、受付時期が決められている学校もある）。実習校から交付される「内諾書」（様式は教育学部学生支援チームHPからダウンロード可、実習校独自の様式がある場合はそちらを使用して構わない）は、入手でき次第、速やかに所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【平成30年は9月3日（月）〆切】。

なお、実習校によっては大学を通じた手続きが必要な場合もあるので、そのような場合は早めに教育学部学生支援チーム教職等担当（TEL：03-5841-3909、E-Mail：kyousyoku@p.u-tokyo.ac.jp）に申し出ること。

##### 【教育学部附属中等教育学校又は東京都の公立中学校で実習を行う場合】

教育学部学生支援チームのHPの「申込フォーム」で「教育学部附属中等教育学校又は東京都の公立中学校」を選択し、希望順位等の必要事項を入力すること【平成30年は9月3日（月）17時〆切】。

教育学部附属中等教育学校と東京都の公立中学校いずれの場合も、内諾書は不要である。実習校が教育学部附属中等教育学校となるか東京都の公立中学校となるかは、申込者の希望と申込状況を踏まえて決定され、3月上旬までに本学より通知される。

なお、東京都の公立中学校の場合は、実習を行う区又は市について希望が通らないことがある。

#### 【都立高等学校で実習を行う場合】

母校で実習を行う場合と同様に内諾書を得ること。

なお、都立高等学校における教育実習は、学部4年次以降でなければ参加できないため、注意すること。

#### 【教育学研究科の協定校で実習を行う場合】

詳細については、4月頃学生支援チームHP等により周知される。申込期間が短い（4月の初旬～中旬）ため、注意すること。面談等による選抜が生じることがある。選抜に漏れた場合は、母校や教育学部附属中等教育学校等における教育実習に改めて申し込むことができる。

### (6) 教育実習実施日程（平成30年度申込平成31年度実施の場合、予定）

#### ①本学への申込

平成30年4月～9月3日（月）17時

#### ②実習校への参加申込

実習校から交付される「内諾書」等の本学への提出メ切は、平成30年は9月3日（月）

#### ③オリエンテーション

オリエンテーションで使用する書類については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係窓口で受領すること。【受領期間については3月上～中旬を予定、別途通知】

(i) 第1日目（平成31年3月中旬） 【於：教育学部附属中等教育学校（中野区南台1-15-1）】  
第2日目（平成31年4月12日） //

(ii) 教育実習開始1週間ほど前の1日【各実習校に於いて事前打ち合わせ】

#### ④「調査票」の提出

調査票（様式は教育学部学生支援チームHPからダウンロード、要顔写真）を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【提出期間については教育実習を実施する年度の4月上旬を予定、別途通知】。調査票は、教育実習を実施する年度の4月下旬に本学より実習校に送付する。

#### ⑤健康診断【於：保健センター】

平成31年3月下旬～4月上旬（日程・場所等は平成31年3月中旬頃までに通知する）

※検査項目…聴力、身体計測、胸部X線、視力、問診・血圧、麻疹抗体検査

#### ⑥附属中等教育学校授業見学

教育実習を実施する年度の2月頃の指定された期間に、附属中等教育学校を訪問し、授業見学を行うこと。見学の詳細については、別途通知する。

#### ⑦教育実習

実習期間については、実習校の指示に従うこと。

概ね平成31年5月～11月までの間の2週間又は3～4週間。

実習後、1週間以内に教育実習レポート「教育実習から学んだこと」（2000字程度、A4縦に横書、PC等利用可）を、PDFファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当(kyousyoku@p.u-tokyo.ac.jp)に電子メールにより提出すること。

#### ⑧まとめの会【於：教育学部附属中等教育学校】（※教育実習生全員が下記のいずれかに出席必須）

6月末頃までに教育実習を終了した実習生（A班）…平成31年7月上旬（予定）

7月のまとめの会以降に教育実習を終了した実習生（B班）…平成31年11月下旬（予定）

### (7) 注意事項

①教育実習の受け入れ諾否は、実習校での会議に基づいて、最終的に学校長が決定するものである。安易に辞退や変更をするような教育実習の申込をせず、実習計画を綿密に立て、教職に対する関心や意欲を

各自で十分に確認してから申込をすること。

②取得を希望する免許状の学校種により、実習期間と単位数が異なるので注意すること。

(i) 中学校教諭一種免許状…………… 3～4週間（「教育実習Ⅱ」 5単位）

(ii) 高等学校教諭一種免許状…………… 2週間（「教育実習Ⅰ」 3単位）

※中学校及び高等学校教諭一種免許状を併せて取得希望の場合は、3～4週間（「教育実習Ⅱ」 5単位）の実習期間で申請すること。

※高校教諭を希望する場合でも、教員採用試験にあたり中学校と高等学校両方の免許状を求め  
る教育委員会や学校があるので、事前に確認のうえ、実習期間（単位数）を決めること。

③内諾書の交付を受けた後、教育実習の受け入れに関する正式な依頼文書を、本学教育学部長名で各実習  
校長あてに、成績報告票・出勤簿・健康診断結果などの必要書類と共に、教育実習を実施する年度の4  
月下旬に送付する。

④教育実習の単位を修得するためには、2日間のオリエンテーションへの参加、附属中等教育学校授業見  
学、教育実習の実施、レポートの提出（実習後1週間以内）、まとめの会への出席が全て必要となる。

⑤実習校によっては、研究授業に大学の教員の参加を求める場合がある。実習校から教員の参加依頼があ  
った際には、教育学部学生支援チーム教職等担当 (kyousyoku@p.u-tokyo.ac.jp) に電子メールにて申し  
出ること。

⑥当然のことながら、教育実習後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。

※教育実習にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・HPを確認しておく  
こと。